

【参考】

石岡市まちかど情報センターの設置及び管理に関する条例

平成 12 年 12 月 19 日

条例第 63 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、石岡市まちかど情報センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市民ネットワークの充実及び情報発信を基本理念とし、中心市街地の活性化を目的として、石岡市まちかど情報センターを次のとおり設置する。

（ 1 ）名称 石岡市まちかど情報センター

（ 2 ）位置 石岡市国府三丁目 1 番 16 号

（事業）

第 3 条 石岡市まちかど情報センター（以下「センター」という。）は、次の事業を行う。

（ 1 ）中心市街地活性化の推進に関すること。

（ 2 ）広域的な情報化の推進に関すること。

（ 3 ）前 2 号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要なこと。

（センターの使用等）

第 4 条 センターを使用しようとする者は、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守し、センターを使用することができる。ただし、センターの全部又は一部を占用し、使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用の制限等）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を制限し、若しくは禁止し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

（ 1 ）センターの秩序を乱すおそれがあるとき。

（ 2 ）センターの施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

（ 3 ）営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。ただし、センターの設置目的達成のために効果的であり、特に市長が認めるものは、この限りではない。

（ 4 ）その他センターの管理上支障があるとき。

（使用の許可の取消し等）

第 6 条 市長は、第 4 条ただし書の規定によりセンターの使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

（ 1 ）使用の許可条件に違反したとき。

（ 2 ）この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（ 3 ）その他市長が必要があると認めるとき。

(損害賠償等)

第 7 条 センターを使用した者が故意又は過失により、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第 8 条 市は、この条例又はこれに基づく規則に定めるセンターの使用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、一切その責めを負わない。

(管理の委託)

第 9 条 市長は、センターの管理をまちづくり市民会議（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

(規則への委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、交付の日から起算して 30 日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 12 年規則第 43 号で平成 13 年 1 月 14 日から施行)